



茨城県報

第 2912 号

平成29年7月18日

火曜日

目 次

告 示

ページ

- 救急告示病院の申出の撤回 (医療政策課) 1
- 大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課) 1
- 保安林の指定の解除の予定 (4件) (林業課) 3
- 道路の区域の変更 (4件) (道路維持課) 4

(公安委員会)

- 機械警備業務管理者講習の実施 6

(選挙管理委員会)

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 7

公 告

- 指定管理者の公募 (地域計画課) 8
- クリーニング師の研修の指定 (生活衛生課) 9
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の縦覧 (廃棄物対策課) 9
- 地籍調査の成果認証 (農村環境課) 10
- 開発行為の工事完了 (5件) (建築指導課) 11
- 道路の廃止 (建築指導課) 12

告 示

茨城県告示第884号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院である次の医療機関については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称 | 所 在 地 | 撤回申出日 |
|--------------|------------------|------------|
| 医療法人慈仁会 川崎病院 | 茨城県常陸太田市木崎二町2040 | 平成29年6月30日 |

茨城県告示第885号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間

縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードオフストッカー東海店

那珂郡東海村大字村松1168-2

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 小濱 裕正

(変更後) 代表取締役 石井 俊樹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成29年3月1日

(4) 変更する理由

代表者変更及びテナント変更のため

3 届出年月日

平成29年7月7日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第886号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードオフストッカー東海店

那珂郡東海村大字村松1168-2

(2) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 3 時～午後 1 時

(変更後) 午前 2 時～午後 9 時

(3) 変更の年月日

平成29年 7 月 8 日

(4) 変更の理由

荷さばき車両の運行計画変更のため

3 届出年月日

平成29年 7 月 7 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第887号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 7 月 18 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿嶋市大字角折字第2095番 2

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

茨城県告示第888号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 7 月 18 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
銚田市上幡木字藤山1485番5
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

~~~~~

#### 茨城県告示第889号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
銚田市上幡木字広山1508番2
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

~~~~~

茨城県告示第890号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
銚田市上幡木字砂子1497番
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

~~~~~

#### 茨城県告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 友部内原線

3 道路の区域

| 区 間                                       | 旧新の別               | 敷地の幅員                      | 延長          | 摘要      |
|-------------------------------------------|--------------------|----------------------------|-------------|---------|
| 水戸市五平町字原屋敷338番1地先から<br>水戸市五平町字長町2061番地先まで | 旧<br>(A)           | メートル<br>最大 27.0<br>最小 12.0 | メートル<br>260 | 旧 道 移 管 |
|                                           |                    | (B)<br>最大 12.2<br>最小 5.4   | 300         |         |
| 新 (A)                                     | 最大 27.0<br>最小 12.0 | 260                        |             |         |

茨城県告示第892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 461号
- 3 道路の区域

| 区 間                                         | 旧新の別               | 敷地の幅員                     | 延長            | 摘要      |
|---------------------------------------------|--------------------|---------------------------|---------------|---------|
| 常陸太田市下高倉町字弥六内291番5から<br>常陸太田市折橋町字柳原134番地先まで | 旧 (A)              | メートル<br>最大 26.3<br>最小 4.0 | メートル<br>2,995 | 区 域 追 加 |
|                                             |                    | (A)<br>最大 26.3<br>最小 4.0  | 2,995         |         |
| 新<br>(B)                                    | 最大 38.7<br>最小 11.1 | 2,340                     |               |         |

茨城県告示第893号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江戸崎下総線
- 3 道路の区域

| 区 間             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長         | 摘要   |
|-----------------|------|--------------------|------------|------|
| 稲敷市桑山字向山446番2から | 旧    | メートル<br>最大 45.3    | メートル<br>87 |      |
|                 |      | 最小 20.0            |            |      |
| 稲敷市桑山字向山421番1まで | 新    | 最大 45.5<br>最小 20.0 | 87         | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾崎境線
- 3 道路の区域

| 区 間                 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長            | 摘要             |
|---------------------|------|--------------------|---------------|----------------|
| 古河市谷貝字谷貝橋1747番2から   | 旧    | メートル<br>最大 25.6    | メートル<br>2,867 |                |
|                     |      | 最小 8.6             |               |                |
| 猿島郡境町大字猿山字東原割68番2まで | 新    | 最大 33.8<br>最小 17.0 | 2,872         | 区域追加及び<br>旧道移管 |

( 公 安 委 員 会 )

## 茨城県公安委員会告示第71号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成29年7月18日

茨城県公安委員会委員長 鬼 澤 邦 夫

- 1 講習期間  
平成29年12月4日（月）から12月7日（木）までの4日間
- 2 講習場所  
茨城県水戸市水府町864番地の4 茨城県職業人材育成センター
- 3 受講定員  
30名
- 4 受講申込手続
  - (1) 事前申込み
    - ア 申込方法

受講を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（講習受付専用電話029-301-0789）宛て事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、受付は先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。代理人による申込み、講習受付専用電話以外での受付は行わず、1 通話 1 人の受付とする。

イ 事前申込期間

平成29年10月17日（火）から10月18日（水）までの間の午前9時から午後5時まで

(2) 受講申込書の提出

ア 申込方法

事前申込みにより受付番号を取得した者は、茨城県内の警察署生活安全課（係）に定められた書類を提出すること。

イ 提出期間

平成29年10月23日（月）から10月27日（金）までの間の午前9時から午後5時まで

※ 代理人、郵送等による提出は認めない。

ウ 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの）1 通

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料 38,000円

(2) 納付方法

受講申込書提出の際、上記手数料を茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納入した受講手数料は返還しない。

6 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等

7 講習の委託

本講習は、一般社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 本講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(2) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係（029-301-0110内線3036又は3037）に問い合わせること。

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定を次のとおり行った。

平成29年7月18日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 不在者投票のできる施設の指定

| 区 分 | 名 称 | 所 在 地 |
|-------|----------------------------|------------|
| 老人ホーム | 社会福祉法人樺山会 特別養護老人ホーム櫻俱樂部 | 水戸市酒門町3158 |

2 指定年月日 平成29年7月10日

公 告

●指定管理者の公募

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定管理者を公募する施設の名称

りんりんスクエア土浦（以下「スクエア」という。）

2 指定の期間

供用開始日（平成30年3月予定）から平成40年3月31日まで

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) スクエアの供用日及び供用時間の臨時の変更に関する業務
- (2) スクエアの利用の制限等に関する業務
- (3) スクエアのサービス提供区画（以下「サービス提供区画」という。）の利用の承認に関する業務
- (4) サービス提供区画の利用の承認の取消し等に関する業務
- (5) 特別利用者の住所等の変更等の届出の受理に関する業務
- (6) スクエアの維持管理に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事がスクエアの管理上必要と認める業務

4 指定の基準

- (1) 関係法令及び条例等の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) スクエアの維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱うこと。

5 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成29年7月18日（火）から平成29年9月15日（金）（ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日を除く。）

(2) 配布場所

8の担当部署において配布する。

なお、県のホームページ内の企画部地域計画課のページからもダウンロードできる。（<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/chikei/index.html>）

6 公募に係る申請書類の提出期間及び提出場所等

(1) 提出期間

平成29年7月18日（火）～平成29年9月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所及び方法

8の担当部署まで持参すること。

7 その他

詳細は、募集要項による。

8 担当部署

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企画部地域計画課 プロジェクト推進グループ

電話番号：029-301-2735

●クリーニング師の研修の指定

クリーニング師の研修について、次のとおりクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により指定する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主催者名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人茨城県生活衛生営業指導センター

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎

3 開催年月日及び場所等

第1型クリーニング師研修

| 開催年月日 | 会場名 | 所在地 | 予定人員（人） |
|---------------|----------------|-------------|---------|
| 平成29年9月6日（水） | 鹿嶋勤労文化会館 | 鹿嶋市宮中325-1 | 30 |
| 平成29年9月14日（木） | 茨城県筑西合同庁舎 | 筑西市二木成615 | 40 |
| 平成29年9月24日（日） | 茨城県立健康プラザ | 水戸市笠原町993-2 | 60 |
| 平成29年10月5日（木） | 茨城県霞ヶ浦環境科学センター | 土浦市沖宿町1853 | 50 |

4 受講科目

- (1) 衛生法規及び公衆衛生
- (2) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- (3) 洗濯物の処理
- (4) 繊維及び繊維製品
- (5) レポート

5 受講料

5,000円

●ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の縦覧

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第8条の規定に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の提出があったので、法第9条の規定等に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書

2 縦覧期間

平成29年8月1日から平成30年6月30日まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

3 縦覧時間

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

4 縦覧場所及びその所在地

次の縦覧場所において、管轄する市町村に所在する事業場からの届出書についてのみ縦覧している。

| | 縦覧場所 | 縦覧場所の所在地 | 管轄市町村 |
|-----|--------------------------|----------------|---|
| (1) | 茨城県生活環境部環境政策課 県央環境保全室 | 水戸市笠原町978番6 | 水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村 |
| (2) | 茨城県県北県民センター 環境・保安課 | 常陸太田市山下町4119 | 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町 |
| (3) | 茨城県鹿行県民センター 環境・保安課 | 鉾田市鉾田1367番3号 | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市 |
| (4) | 茨城県県南県民センター 環境・保安課 | 土浦市真鍋5丁目17番26号 | 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 |
| (5) | 茨城県県西県民センター 環境・保安課 | 筑西市二本成615番 | 古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町 |

●地籍調査の成果認証

北茨城市、ひたちなか市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

| | |
|----------------------------|---|
| 調査を行った者の名称 | 北茨城市、ひたちなか市 |
| 成 果 の 名 称 | 地籍図及び地籍簿 |
| 調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間 | 北茨城市関本町関本中の一部【関本中泉沢】 平成26年6月1日から 平成27年3月20日まで ひたちなか市大字津田の一部【津田Ⅲ】 平成27年9月3日から 平成27年12月17日まで |
| 認 証 年 月 日 | 平成29年7月7日 |

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字常井字中台原1170番2，同番3，1172番1，同番2，同番7

- 2 事業主の住所及び氏名
東茨城郡茨城町大字常井1171番地
望 月 敏 雄, 望 月 正 行

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字長岡字御札前373番3

- 2 事業主の住所及び氏名
東茨城郡茨城町大字前田1707番地45 ユニゾン108号
横 田 純 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
つくばみらい市筒戸字諏訪1428番1，同番6，1442番4，3359番1，3360番1，3361番1，3362番1，3367番2，同番3，同番4，3368番1，同番2

- 2 事業主の住所及び氏名
つくばみらい市筒戸1823番地の1
大和陸運倉庫株式会社
代表取締役 吉 田 弘

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡阿見町大字荒川本郷字池向1342番1，同番10，同番11，同番12，同番13，同番14，同番15，同番16，同番17，同番18，同番19，同番20，同番21，同番22，同番23，同番24，同番25，同番26，同番27，同番28，同番29，同番30，同番31

- 2 事業主の住所及び氏名
つくば市東新井38番地1
大和ハウス工業株式会社つくば支社
支社長 志 保 達 郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猿島郡境町大字大歩字西道東1662番6

- 2 事業主の住所及び氏名

牛久市柏田町3253番地35 (1010)

大羽 雄一, 大羽 有理

●道路の廃止

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成29年7月18日

茨城県知事 橋 本 昌

| 廃止番号 | 廃止年月日 | 申請者 | | 道路の位置 | 道路の幅員及び延長 | |
|---------------|-----------|--|------------------------|--|--------------|---------------|
| | | 氏名 | 住所 | | 幅員 | 延長 |
| 西七建指令 第65号 | 平成29年7月5日 | グランディ ハウス株式 会社 代表取締役 村田 弘行 | 栃木県宇都宮市大通 り四丁目3番18号 | 筑西市市野辺字高堤 372番の一部, 373番の 一部, 374番の一部 | メートル 6.00 | メートル 86.80 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)